

「残業代ゼロ」法案断固阻止！

1. 現在の労働基準法

使用者は、労働者に1日8時間を超えて労働させた場合や深夜・休日労働をさせた場合には、一定の割増賃金を支払わなければなりません(労働基準法37条1項4項、規則20条)。この割増賃金の制度には、時間外労働に従事する労働者への補償と、使用者に経済的負担を課すことによって時間外労働を抑制し労働者の命と健康を守るという趣旨があります。

割増賃金率の例：時間外労働25%、深夜時間帯の時間外労働50%

月60時間を超えた時間外労働50%、休日労働35%・・・等

ところが、今、この労働時間規制が大きく変えられようとしています。

2. 新たな労働時間制度の創設に向けた動き

(1) 長谷川提案と「日本再興戦略」改訂2014年版－残業代ゼロ法案－

長谷川^{やすちか}閑史産業競争力会議・人材分科会主査は、2014年4月22日に行われた第4回経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議において、労働時間ではなく、成果をベースに賃金を支払う仕組みを提案しました。

【長谷川提案】年収1000万円以上の専門知識等を持っている働き手を対象として、労働時間ではなく成果をベースに賃金を支払う。労使の合意があれば、年収の低い一般社員も対象にすることができる。

その後、政府内での調整を経て、政府は同年6月24日に「日本再興戦略」改訂2014版を閣議決定し、その中で以下の様に明記しました。

「時間ではなく成果で評価される働き方を希望する働き手のニーズに応えるため、一定の年収要件(例えば少なくとも年収1000万円以上)を満たし、職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する労働者を対象として、健康確保や仕事と生活の調和を図りつつ、労働時間の長さや賃金のリンクを切り離れた『新たな労働時間制度』を創設することとし、労働政策審議会で検討し、結論を得た上で、次期通常国会を目途に所要の法的措置を講ずる。」

つまり、政府は、一定の高収入を得ている一部の労働者について、労働時間規制の対象外とすることをもくろんでいます。労働時間規制の対象外とされた当該労働者は、いくら時間外労働を行っても残業代は支払われません。これが、いわゆる「残業代ゼロ法案」です。

(2) 残業代ゼロ法案とともに検討されている施策

なお、前記「日本再興戦略」には、「柔軟で多様な働き方の実現」として以下のような方針も明記されています。

① 働き過ぎ防止のための取組強化

- ・労働基準監督署による監督指導体制の充実強化
- ・長時間労働抑制策、年次有給休暇取得促進策等の検討。

② 裁量労働制の新たな枠組みの構築・フレックスタイム制の見直し

次期通常国会を目途に必要な法制上の措置を講ずる。

③ 職務等を限定した「多様な正社員」の普及・拡大

④ 最低賃金の引上げのための環境整備

これらの方針は、残業代ゼロ法案と併記されていますが、法案との関係性は何ら示されていません。また、それぞれの方針についても問題が多く、残業代ゼロ法案の問題点を解消するために掲げられた方針と考えることもできません。

3. 「残業代ゼロ法案」の危険性

(1) ホワイトカラー・エグゼンプション再び

2005年に日本経済団体連合会（日本経団連）が発表した提言を皮切りに、第1次安倍政権下の労働政策審議会の労働条件分科会で、ホワイトカラー・エグゼンプション制度についての審議が行われたことがあります。ホワイトカラー・エグゼンプションとは、もともと欧米の制度で、いわゆるホワイトカラー労働者に対する労働時間に関する規制を緩和・適用免除することまたはその制度を指します。

当時は、日本経団連の当初の提言が年収400万円以上の労働者を対象としていたことや、その後の政府の提言が同制度の適用対象者の範囲を明確にしていなかったこと（のちに年収900万円以上の労働者を対象としました）、議論が不十分であったこと等から、民主党をはじめとする野党から激しい非難を浴びました。さらに、全労協、連合、全労連などの労働団体も、長時間労働が常態化し労働者の健康管理に重大な支障を生じること、残業代不払いが目的であること等を理由に、激しい反

対運動を展開しました。その結果、第1次安倍政権は2007年の通常国会での法案上程を断念するに至りました。

安倍総理は、再び政権を握ったこの機会に、一度は断念したホワイトカラー・エグゼンプション制度を成立させるべく労基法の改正を検討しているのです。しかし、2005年ないし2007年当時に野党や労働団体が指摘した問題点は全く解消されていません。安倍政権は、来年の通常国会にも法案を提出し、可決する勢いですが、(2)以下に述べるように、この問題だらけ、危険だらけの法案を許すわけにはいきません。

(2) 蚊帳の外に置かれた労働者

残業代ゼロ法案を提案した長谷川主査が所属しているのは、政府の日本経済再生本部におかれた産業競争力会議です。この会議の構成員には、議長の安倍総理以下、副総理や経済再生担当大臣等に加え、10名余りの民間議員が選出されています。

この民間議員には、長谷川主査（武田薬品工業社長・経済同友会代表幹事）の外に、榊原定征日本経済団体連合会会長（東レの会長でもある）、佐藤康博みずほフィナンシャルグループ社長、新浪剛史ローソン社長兼最高経営責任者、三木谷浩史楽天会長兼社長など、使用者側の立場にたつ人物の名前がずらりと並んでいます。しかし、10名余りの民間議員の中に、労働者側からの議員は一人もいません。

つまり、産業競争力会議においては、労働者側からの意見をくみ上げることなく、使用者側に都合のいいように議論が進められているのです。このような偏った議論の中から生まれる政策が、労働者を危険にさらしています。

(3) 「対岸の火事」ではない

安倍総理は、2014年6月16日の衆院決算行政監視委員会において、年収1000万円の条件が引き下げられる可能性について、「将来の予測についてはわからない」と発言しました。また、前述の2005年当時の日本経団連の提言では年収400万円以上の労働者が対象とされていたことからわかるように、政府や経済界は、今後、年収要件を引き下げるなどの方法により、この制度の対象者を拡大していく方針であることは明らかです。さらに、現在の政府の方針では、労働者の同意を前提にこの制度の対象にするとしていますが、立場の弱い労働者が事実上同意を強制されるのは目に見えています。つまり、将来的には、年収の多寡にかかわらず多くの労働者がこの制度の適用対象となってしまうのです。

(4) 蔓延化する長時間労働

現在においても違法なサービス残業が横行し、長時間労働を背景としたうつ病などの心の病による労災認定は2012年度まで3年続けて過去最多を更新しています。このような状況で「残業代ゼロ」制度が開始されようものなら、成果が出るまで賃金につながらない残業を強いられる労働者が激増するでしょう。そもそも、成果を判断するのは使用者ですから、恣意的な評価により成果を認めないということも十分あり得るのです。成果が出ていないと言って際限なく労働者を働かせ、最後は使い捨てる—この制度はブラック企業の横行を許すことにつながります。長時間労働を原因とする労災もますます増えることは火を見るより明らかです。

(5) 労働基準監督署は守ってくれない

政府は、「日本再興戦略」の中で、「①働き過ぎ防止のための取組強化」として労働基準監督署による監督指導体制の充実強化を掲げていますが、労働基準監督署の体制強化の必要性は以前から言われながら未だ実現していません。このような取組みが本当に実行される保証はどこにもありません。

そもそも、労働基準法が改定されて労働時間規制の適用対象外（つまり、「残業代ゼロ制度」の対象）になってしまうと、労働時間規制について労働基準監督署が使用者を監督指導する法的根拠が失われてしまうので、いくら「監督指導体制の充実強化」と声高に叫んでも何の意味もありません。また、残業代ゼロ制度によって使用者が労働者の労働時間を管理する責任を負わないことになると、長時間労働に起因する労災等が生じた場合に使用者に責任を問うことができません。誰も長時間労働から労働者を守ってくれない仕組み、それが残業代ゼロ制度なのです。

4. まとめ

2014年6月20日に、過労死等防止対策推進法が成立しました。長時間労働に起因する労災が増加し続ける今、これを防ごうとする動きは始まったばかりです。残業代ゼロ法案が長時間労働を助長することは明らかであり、この動きと逆行するものに他なりません。残業代ゼロ法案が成立すれば、労働者は、際限の無い長時間労働を強いられ、使用者に食いつぶされてしまいます。かつて激しい反対運動によってホワイトカラー・エグゼンプション制度を廃案に追い込んだように、今回の残業代ゼロ法案も、労働者の命と健康を守るために、絶対に廃案に追い込まなければなりません。

以上